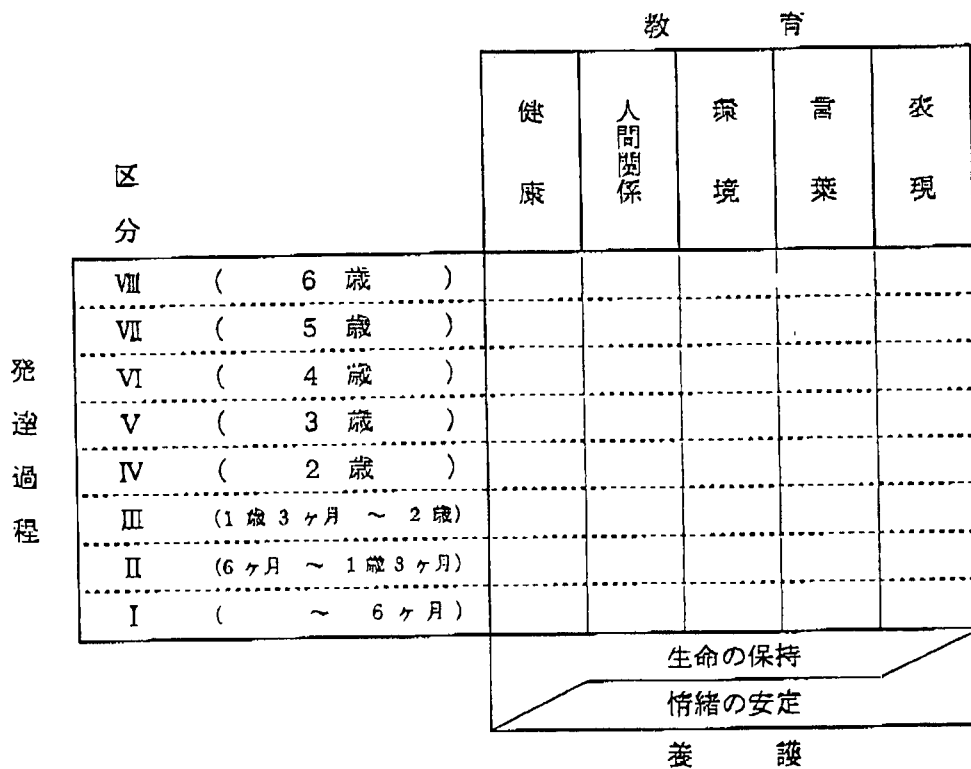


第2章「子どもの発達」改定のための検討・ポイント

白梅学園大学 民秋 言

1. 現行2章「子どもの発達」並びに3～10章「発達の主な特徴」を付き合わせ、まとめる。
2. 現行1章に示す「発達過程区分」を改訂2章「子どもの発達」の中核として導入する。
3. 「発達過程区分」については、現行どおり6ヶ月未満から6歳まで、8つの区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ）を設定する。（図参照）
4. 発達の連続性を重視する。園生活の積み重ね及び生活の場（園と家庭・地域）の連続性に注目する。
5. 「入園から修了にいたるまでの長期的な視野をもって」、「修了までに育つことが期待される」発達（育ち）として把握する。
6. 「クラス・グループ全員」の基準ではなく、「一人ひとりの発達過程」として捉える。
7. 養護＝生命の保持と情緒の安定に支えられて、心情・意欲・態度というねらい、五領域にみる内容が保障されるよう「発達」を考える。

図1 - 保育内容の構造（模式図）



1. 保育所保育の特性として、「養護と教育が一体」となって保育がすすめられていくことを確認。
2. 「保育の内容」は、発達過程区分ごとに捉える。
3. 「保育の内容」は、[目標→ねらい→内容]という順に具体化される構造をもつ。
4. [ねらい]は、「子どもの自発的、主体的な活動を保育士が援助することにより、『子どもが身につけることが望まれる心情・意欲・態度など』」である。「心情・意欲・態度」は、子どもの遊びや課題、生活への取り組みを示したものと解されるが、その具体的内容の把握は幼稚園教育要領にかりることとなる。また、次にみる五領域も視野に入れておく必要がある。
5. [内容]は[ねらい]が具体化されたものであり、さらに、五領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）ごとに説明されていくものである。
6. 「養護」は子どもの「生命の保持と情緒の安定」＝「健康・安全で情緒の安定した生活の保障」をはかるいとなみであり、「教育」を基礎的に支えるものである。
7. 「養護」は、現行3章から10章（発達過程区分Ⅰ～Ⅷ）に示され、とくに7章からは「基礎的事項」として扱われている。どの発達過程区分においても、養護は教育の基礎となるものであるから、一まとめに示すことが望ましい。
8. 「内容」は、五領域ごとに捉えられるが、これは子どもの園生活における活動・体験、それにもとづく発達（育ち）を説明したものである。
9. 領域ごとの内容は、子どもの体験・活動、育ちを示すわけであるから、記述の主語は「子ども」である。
10. 体験・活動、それに基づく育ちは、「～ができる」というより、むしろ「～をする」「～をやってみる」、「～をやろうとする」として捉えるべきであり、さきの心情・意欲・態度の視点から考えていくことが適当である。
11. 五領域は、子どもの活動においては相互に関連をもつものであり、後で述べるように、保育士による援助の相互（総合）性にも関わるものである。
12. 「教育」の目的は、つぎの4項目で説明できよう。
 - a 健全な心身の発達を助長する。
 - b 生涯にわたる人間形成の基礎をつくる。
 - c 生きる力の基礎をつくる。
 - d 豊かな人間性をもった子どもを育成する。
13. 「教育」は、五領域にみる活動や体験を通して子どもが育つ（発達する）ことを援助するいとなみである。
14. 保育士の援助は、具体的には「配慮事項」として示される。
15. 今次改定の課題である「食育」並びに「協同的学び」は、現行指針にすでに組み込まれている。内容をより充実させる検討は求められる。

保育所保育指針 第2章・第3章の構成（案）

第2章 子どもの発達

1. 乳幼児期の発達の特性

2. 発達の過程

- I 6か月未満児
- II 6か月から1歳3か月未満児
- III 1歳3か月から2歳未満児
- IV 2歳児
- V 3歳児
- VI 4歳児
- VII 5歳児
- VIII 6歳児

第3章 保育の内容

1. 保育のねらい及び内容

(1) 養護に関するねらい及び内容

(2) 教育に関するねらい及び内容

- 1) 健康
- 2) 人間関係
- 3) 環境
- 4) 言葉
- 5) 表現

2. 保育実施上の配慮事項（留意点）

(1) 乳児保育に関わる配慮事項

(2) 3歳未満児に関わる配慮事項

(3) 3歳以上児に関わる配慮事項

第2章（子どもの発達）に盛り込むことが考えられる事項（たたき台案）

1. 乳幼児期の発達の特性

保育の実施に当たっては、次に掲げる子どもの発達の特性や発達の過程を理解することが大切であること。

- 乳幼児期は子どもの心身の発達が著しく、生理的・身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の個人差が大きいこと
- 子どもは、子どもを取り巻く環境（人、自然、事物、出来事など）に主体的に関わることにより成長・発達していくこと。
- 子どもは、身近な大人によって生命が守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定し人への信頼感が育ち、次第に自発的に身近な人、事物、出来事に興味や関心を持ち、働きかけるなど自我が芽生えること
- 子どもは、大人との信頼関係を基盤にして、子ども同士の関係を持つようになり、相互の関わりを通じて、知的、身体的な発達とともに情緒的、社会的、道徳的な発達が促されること
- 家庭及び保育所を通じた連続した生活全体の中で、子どもの発達過程に応じた必要な経験の積み重ねが大切であり、特に主体的な活動の中心である遊びを通して集団、協同的な関係が育ち、その中で個の成長も促されること
- 乳幼児期は生涯にわたる生きる力の基礎が培われ、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することによって、豊かな感性とともに好奇心や探求心が養われ、その後の学びの基礎になること

2. 発達の過程

- 子どもの発達過程は概ね次項に示す8つの区分（Ⅰ～Ⅷ）として捉えること。ただし、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程として捉えるべきであること

Ⅰ 6か月未満児

母体内から外界への環境の激変に適応し、著しい発育・発達がみられる。特に視覚、聴覚などの感覚の発達はめざましく、月齢が低いほど体重や身長も増加も大きい。泣く、笑うなどの表情の変化や体の動き、喃語などで自分の欲求を表現し、このことに応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆が形成される。生後、4か月くらいまでに首がすわり、その後寝返りをうつ、腹ばいなどにより全身の動きが活発になる。

II 6か月から1歳3か月児

6か月を過ぎる頃から身近な人の顔がわかり、あやしてもらうととても喜ぶ一方、人見知りをするようになる。座る、はう、立つ、つたい歩きといった運動や姿勢の発達や自由に手を使えることにより、探索活動がさかんになる。身近な大人とのやりとりにより喃語も会話らしい抑揚がつくようになり、1歳前後には自分の意思や欲求を身振りなどで伝え、簡単な言葉が理解できるようになる。食事は離乳食から幼児食へ徐々に移行する。

III 1歳3か月から2歳未満児

歩き始め、手を使い、言葉話すようになることにより、身近な人や身の回りの物に自発的に働きかけていく。歩く、投げる、つまむ、なぐり描きするなどの運動機能の発達や新しい行動の獲得により、自信を持ち、意欲を高めるなかで、友達との物の取り合いなども多くなる。大人の言うことが分かるようになり、自分の思いを親しい大人に伝えたいという欲求も高まり、指さし、片言などから1歳半前後には二語文を話し始める。

IV 2歳児

歩く、走る、跳ぶなどの基本的運動機能が伸び、指先の機能が発達する。行動範囲が広がり、探索活動がさかんになる中、他の子どもと関わりをもつようになるが、欲求が妨げられるとかんしゃくを起こし、反抗するなど自我が育つ。観察力も増し、盛んに模倣することで、物事の中の共通性を見出し、言葉でのやりとりもさかんになる中で、大人と一緒に簡単なごっこ遊びができるようになる。

V 3歳児

基礎的な運動能力が育ち、食事・排泄などもかなりの程度自立できるようになってくる。話し言葉の基礎ができて、さかんに質問するなど知識欲、理解力が高まる。自我がよりはっきりしてくるとともに、友達との関わりが多くなるが、実際にはまだ平行遊びが多い。大人の行動や経験したことをごっこ遊びに取り入れ再現したり、遊びの内容に象徴機能や観察力を発揮するなど発展性が見られ、遊びがかなりの時間持続する。

VI 4歳児

全身のバランスをとる能力が発達し、体の動きが巧みになり、自然物など身近な環境に積極的に関わり、様々なものの特性を知り、その関わり方、遊び方を体得していく。自意識が芽生え、自分の思ったようにいかないといった葛藤を経験する。空想力、想像力も豊かになり、恐れのお気持ちや身近な人の気持ちが分かるようになるととも友達とのけんかが多くなる。一方、友達との会話を楽しみ、絵本や童話などを通しイメージを広げたり、目的をもって描いたり作ったりするようになる。

VII 5歳児

基本的な生活習慣が確立し、運動機能はますます伸び、喜んで運動遊びをしたり、仲間とともに活発に集団遊びを楽しむ。仲間の存在が重要になり、共通のイメージをもって遊んだり、目的に向かってまとまって行動することが多くなり、その中で、きまりを守ることの必要性がわかる。またけんかを自分たちで解決しようしたり、自分なりに考えて、判断したり、自分や他人を批判する力が生まれるとともに、他人の役に立つことを嬉しく感じるようになる。

VIII 6歳児

手指の微細運動がすすみ、全身運動がなめらかになり、快活に跳び回るようになる。仲間の意思を大切にし、役割分担しながら共同遊びを行い、満足のいくまで取り組む。予想や見通しをたてて積極的に環境に関わり、様々な経験や知識を生かし、創意工夫を重ね遊びを発展させ、仲間とともに楽しむ。口が達者になり批判力が強くなるとともに、友達の前で我慢するようになるが、時々大人に甘えてくることもある。知識欲が増し、思考力、認識力も高まり、社会事象、自然事象などへの興味関心も深まる。

第3章（保育の内容）に盛り込むことが考えられる事項（たたき台案）

前章に掲げた子どもの発達の特徴やその過程を踏まえて、本章では保育の内容を示す。

保育の内容は「ねらい」及び「内容」で構成される。ねらいは保育の目標をより具体化したものであり、子どもが身につけることが望まれる「心情」「意欲」「態度」などを示した事項である。また、内容はこれらのねらいを達成するために保育士が行うべき「養護」と保育士が子どもの発達を援助する「教育」とに分けられる。

養護と教育が一体的に行われるところに保育所保育の特性がある。このうち養護とは「健康・安全で情緒の安定を図る」営みであり、子どもはこのことを基礎にして、5領域にみる活動などを経験するが、教育とはそれらを踏まえての子どもの心身の発達援助である。領域は健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域に分けて捉えられているが、一人一人の子どもが0歳から積み重ねていくものである。それぞれは子どもの発達(育ち)をみる窓口(枠)であるが、子どもの遊びなどでは各領域が相互に関連を持ちながら展開されるものであり、こうした関連性や子どもの育ちの連続性を踏まえ、総合的に保育の内容をとらえ、実施していくことが求められる。

1. 保育のねらい及び内容

(1) 養護に関するねらい及び内容

[ねらい]

- ① 保健的で安全な環境をつくり、一人一人の心身の状態を把握し、疾病や異常の発見に努め、快適に生活できるようにする。
- ② 一人一人の生活リズムを重視して子どもの生理的欲求を十分に満たすようにする。
- ③ 様々な食品や調理形態に慣れ、楽しんで食事をとることができるようにするとともに、職員間や家庭との連携を図り、子どもの食生活の充実や健康増進を積極的に図っていく。
- ④ 適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。
- ⑤ 自分でできることの範囲を広げながら、生活に必要な基本的な生活習慣や態度を身につけていく。
- ⑥ 外遊びや運動遊びなどを通して体を動かす楽しさを十分に味わえるようにする。

等

[内容]

- ① 体、衣服、身の回りにあるものを、常に清潔な状態にしておく。
- ② 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、異常を感じる場合は速やかに適切に対応する。また、子どもが自分から体の異常を訴えることができるようにする。
- ③ 楽しい雰囲気の中で、自分で食事をしようとする気持ちを持たせ、様々な食材に親しむようにする。
- ④ 一人一人の子どもの気持ちを理解して受容し、保育士との信頼関係の中で、自分の気持ちを安心して表すことができるなど情緒の安定した生活ができるようにする。

等

(2) 教育に関するねらい及び内容

1) 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

[ねらい]

- ① 安定感をもって快適に生活する。
- ② からだを十分に動かし、進んで外遊びや運動遊びを楽しむ。
- ③ 健康・安全に必要な習慣や態度を身につける。

等

[内 容]〈ねらいに即して保育内容を列挙する〉

2) 人間関係

身近な人と親しみ、共に生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。

[ねらい]

- ① 友達や身近な人とかわり、一緒に活動することを楽しみ、愛情や信頼感をもつ。
- ② 周りの人々に対する親しみを深め、集団の中で自己主張したり、また、人の立場を考えながら行動する。
- ③ 社会生活における望ましい習慣や態度を身につける。

等

[内 容]〈ねらいに即して保育内容を列挙する〉

3) 環 境

身の周りの環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを遊びなどに取り入れていこうとする力を養う。

[ねらい]

- ①安心できる人的、物的環境のもとで、聞く、見る、触れるなどの感覚の働きを豊かにする。
- ②身近な自然と触れ合い、様々な事象に興味や関心を持つ。
- ③身近な事物を見たり扱ったり考えたりする中で発見を楽しんだり、物の性質や数量、文字、記号などに興味、関心を示す。

等

[内 容] 〈ねらいに即して保育内容を列挙する〉

4) 言 葉

思っていることや経験したことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話も聞くとうとする姿勢を育て、言葉に対する感覚を豊かにする力を養う。

[ねらい]

- ①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- ②自分の思いや経験を話すだけでなく、相手の話もよく聞き、伝え合う喜びを味わう。
- ③絵本や物語などに親しみ、友達や保育士と心を通わせる楽しさを味わう。

等

[内 容] 〈ねらいに即して保育内容を列挙する〉

5) 表 現

感じたことや思ったことを自分なりに表現し、感性や想像力を豊かにする。

[ねらい]

- ①身の周りにあるいろいろなものに触れたりしてその感触を楽しむ。
- ②感じたことや考えたことを絵画・造形、音や動きなどを用いて自分なりに表現して楽しむ。
- ③身近な自然に触れ、その感動を友達や保育士に伝える喜びを味わう。

等

[内 容] 〈ねらいに即して保育内容を列挙する〉

2. (保育実施上の)配慮事項

保育の実施において、保育士は子どもの発達の過程やその連続性を踏まえ、以下のような事項に配慮すること

(1) 乳児保育に関わる配慮事項

- ①子どもの心身の機能の未熟性を理解し、保健・安全に十分配慮しながら、家庭との連携を密にし、1日24時間の生活を視野に入れて保育すること
- ②一人一人の子どもの生育の違いに留意しつつ欲求を適切に満たし、応答的に関わるようにすること
- ③職員間の連携を図り、保育をすすめるとともに、家庭への育児支援に努めていくこと
- ④担当や組などが変わる場合には、円滑な接続ができるよう職員間で協力して対応に当たること

(2) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項

- ①子どもの心身の発達及び活動の実態など個人差に即して丁寧な保育するとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること
- ②探索活動が十分できるように事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身や手を使う遊びを取り入れること
- ③子どもの自分でしようとする気持ちを大切にし、自我の育ちを助けること
- ④特に2歳児については、3歳の保育への円滑な接続ができるよう配慮すること

(3) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項

- ①健康安全で情緒の安定した環境の下で、子どもの健やかな育ちが図られることを常に留意すること
- ②身体的・生理的育ちとともに、自主性・自律性さらに社会性の育ちとがあいまって子どもの健康はもたらされることに注目すること
- ③けんかなど葛藤を経験しながら友達と一緒に行動することに喜びを見出し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること
- ④遊びなどの中できまりがあることの大切さに気づき、自ら判断して行動できるよう配慮すること
- ⑤自然物への興味、関心を通じた感性の育ちに注目し、その不思議さ、大きさ、美しさなどに気づきながら認識力、思考力を高められるようにすること
- ⑥自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、いつも子どもの話しかけに応ずるよう心がけること
- ⑦感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫をこらし自由に表現できるよう、保育材料をはじめ様々な環境の設定に留意すること
- ⑧6歳児については、子ども同士の協同的な関係を大切にしながら、小学校への円滑な接続ができるようにすること